

海洋放出後の環境省及び原子力規制委員会における
モニタリング結果の取扱いについて（修正案）

環境省・原子力規制庁

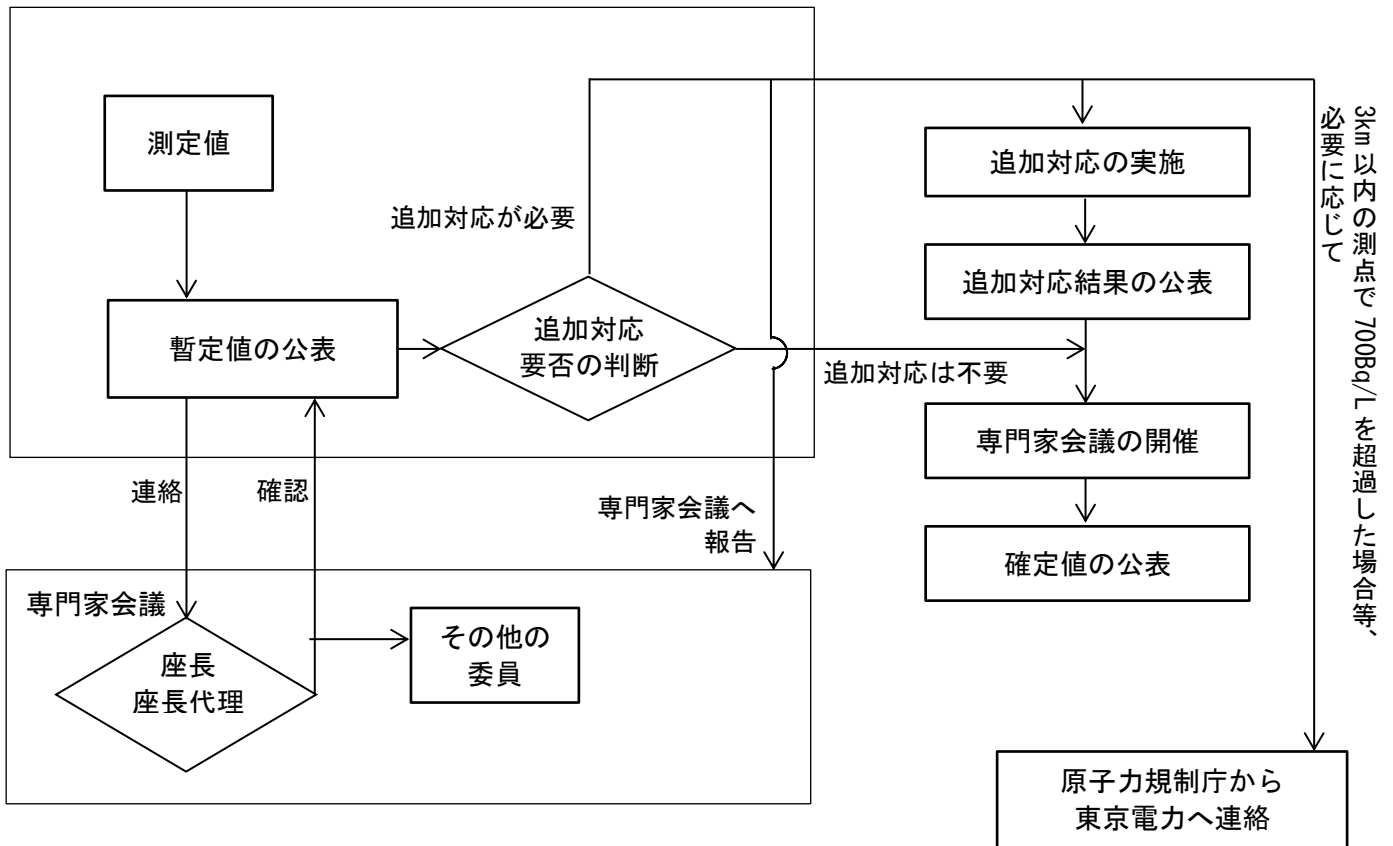
1. 結果の公表について（環境省実施分）

- 環境省のモニタリング結果は、遅滞なく暫定値として公表する。その際、結果が過去の変動範囲を有意に超える場合等の特段の事情がある場合は、専門家会議座長（座長の確認が困難な場合は座長代理）の確認を得る経た上で、暫定値として公表する。
- 専門家会議を開催し確認を経た上で、確定値とする。（暫定値からの修正がある場合は追加的に公表する。）
- 座長による確認等を通じて、後述する「追加的な対応の要否を検討する」こととなった場合も、暫定値として、追加的な対応の要否を検討する旨と併せて速やかに公表する（測定誤りであることが明白である場合を除く）。

2. 結果の確認について

- モニタリング結果について、環境省・原子力規制庁による確認や、上述の座長による確認等を通じて必要が認められた場合は、追加的な対応の要否を検討する。
- 追加的な対応の要否については、主に以下の情報を考慮して検討することとし、専門家会議委員による議論等を踏まえ、環境省又は原子力規制庁が総合的に判断する。
 - ・ 試料採取時の ALPS 処理水の放出状況等（放出に係る異常等の有無、処理水移送ラインのガンマ線測定値等も含む）
 - ・ 気象、海象データ等（例：降雨状況（陸域含む）、海流、水温、塩分、風向き等）
 - ・ 当該サンプルや同一ロットのサンプル、標準試料の分析データ（通常データとして棄却する初期データ等を含む）
 - ・ 他機関実施分を含む周辺測点や過去の調査での測定データ
 - ・ 河口との位置関係、周辺河川での測定データ
 - ・ 原子力施設等から管理放出されている海域の過去の測定データ
 - ・ サンプルングや分析方法の誤り等の有無
- 追加的な対応としては、再採取や再測定等、状況に応じて適切な対応を講じる。
- なお、総合モニタリング計画に基づくモニタリング結果において、発電所から 3km 以内の測点で 700Bq/L、それより遠方の測点で 30Bq/L を超過した場合は、原子力規制庁は、速やかに東京電力に連絡する。

ALPS処理水に係る海域モニタリングにおける海洋放出開始後の分析結果の
取扱いに係るフローチャート（環境省実施分）



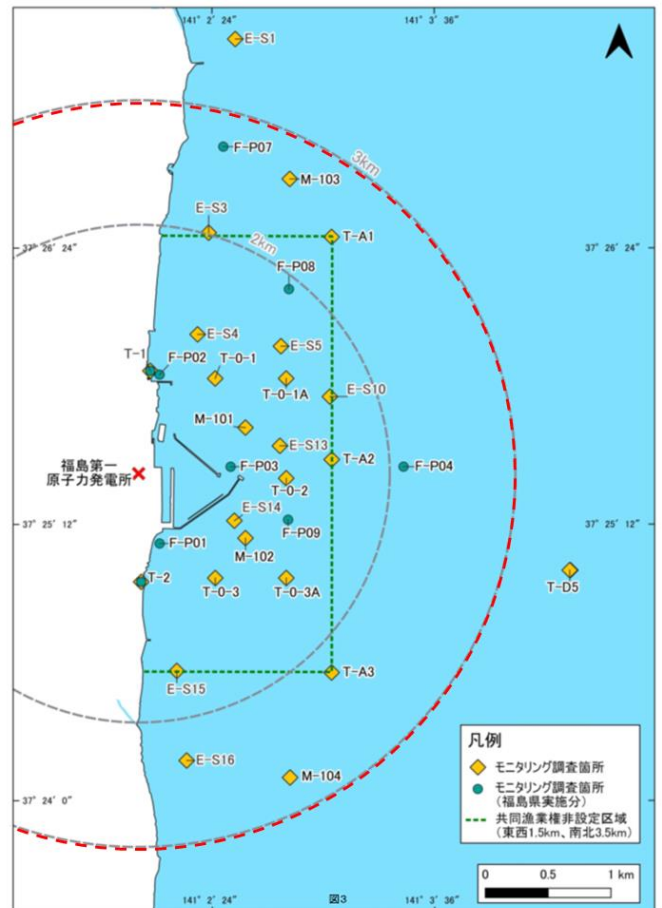
環境省及び原子力規制庁の、発電所から3km以内の測点は以下のとおり。

○環境省：8 測点

(E-S3、E-S4、E-S5、E-S10、E-S13、E-S14、
E-S15、E-S16)

○原子力規制庁：4 測点

(M-101、M-102、M-103、M-104)



<参考>

●総合モニタリング計画（令和5年3月16日改定、モニタリング調整会議）

2. 役割分担

○基本の方針

原子力規制委員会：

（略）

- ・関係府省等が実施した測定結果の分析・評価の集約・発信を行う。

なお、原子力規制庁は原子力規制委員会の事務局としてその事務処理を行う

関係府省：

- ・行政目的に沿ったモニタリングの企画立案・実施、測定結果の分析・評価及びその集約・発信を行う。

（略）

※原子力規制庁では、上記役割分担に基づき、自らの測定結果を含め、関係府省等が実施した測定結果を取りまとめ、四半期に一度、公開している。

<https://www.nra.go.jp/activity/monitoring/monitoring2-2.html>

●「ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議」開催要綱

（役割）

第2条 専門家会議は、次に掲げる事項について確認・助言するものとする。

- （1） 環境省及び原子力規制委員会等が実施する海域モニタリングの地点、頻度、手法（測定核種、測定下限、測定対象物等）などの妥当性
- （2） （1）の海域モニタリングの結果に関する科学的・客観的な評価
- （3） その他海域モニタリングに関する事項

●「ALPS 処理水に係る海域モニタリング専門家会議」における検討事項について（ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議（第1回）・海域環境の監視測定タスクフォース（第1回）合同会議 資料1）

◎本専門家会議では、主に環境省及び原子力規制委員会が行う海域の環境モニタリングについて確認・助言を行うこととするが、東京電力や福島県等の関係機関が行う海域の環境モニタリングについても必要な範囲で助言・確認を行うものとする。